

JR四国労組 自動車支部 ニュース

2023年8月24日（No.19）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／中村 鉄平

第1回自動車業務委員会開催！

「総合労働協約改訂等」について 会社に申し入れる！

8月23日、JR四国労組は「第1回自動車業務委員会」を開催した。経過として、「JR四国労組本部第42回定期大会」について報告し、大会において確認された2023年度運動方針とともに「ユニオンビジョン2023」の実現に向けた取り組みについて共有を図った。その後、議事において、勤務制度・賃金制度等の改善を求める「総合労働協約改訂等」交渉にむけた要求内容を議論した。特に、お客様の利用が回復傾向にある中、積年の課題である基本給の改善をはじめ、労働条件の改善を通じた人財確保に注力しなければ、人手不足を助長しかねず、収入確保に資する続行便の運行等もままなくなるといった、職場の窮状を訴える声があがった。続いて、9月6日に予定している自動車支部第40回定期大会の運営等について協議し、4年ぶりにレセプションを含む形式での開催と



し、傍聴者の参加などコロナ禍以前の形式に戻すことを確認した。さらに、次年度以降の支部・分会の活動計画についても意見交換し、コロナ禍による行動制限等が緩和されたことを受け、レクレーション活動等を通じたコミュニケーション機会の創出に向けた検討状況を共有し合った。

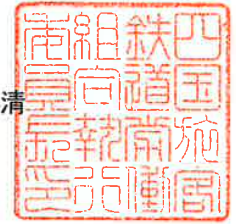
そして、8月24日、会社に対して「総合労働協約改訂等」についての申し入れを行った。今年度に入り、インバウンドを含む人流の活性化に伴い、収入の回復傾向が続いているなど明るい兆しが表れてきたが、これは安全安心輸送を続けてきた組合員の努力の賜物であり、今後も組合員の力が欠かせない。組合員が生き生きと勤められるためにも、職場の活性化と勤労意欲の高揚を図るべく、総合労働協約改訂による労働条件改善を果たさなければならない。（別紙参照）

以上

J R 四国労組申第 4 号
2023 年 8 月 24 日

ジェイアール四国バス株式会社
代表取締役社長 高須賀 浩 殿

四国旅客鉄道労働組合
執行委員長 大谷 清



総合労働協約改訂等についての申し入れ

ジェイアール四国バスを取り巻く経営環境は、3 年以上続くコロナ禍による深刻なダメージの蓄積とともに、社会変容に伴う需要動向が先行き不透明感を一層強めているうえ、燃油価格等の諸物価の高騰などにより、極めて厳しい状況が続いている。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が引き下げられたことから、新たな局面を迎えたといえ、足もとでは収入の回復基調が継続するなど、明るい兆しが見えている。これは安全・安心輸送を継続してきた組合員の努力の賜物であると同時に、今後も組合員の力なくして反転攻勢は実現しえないと考える。

J R 四国労組は働く者の立場から中長期的ビジョンを展望し、「誇りを持ち安心して働き続けることのできる環境づくり」を推進する具体的方策を掲げた「ユニオンビジョン 2023」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めている。組合員が入社から退職まで生き生きと勤められるためにも、同ビジョンの実現を通じた職場の活性化と勤労意欲の高揚を図ることが必要であり、総合労働協約の改訂による労働条件改善が極めて重要であると認識しています。

以上の主旨を踏まえ、総合労働協約改訂等について下記のとおり申し入れます。

記

【労働条件に関する協約】

〔勤務関係〕

- 1 労働時間短縮についての実施計画を明らかにされたい。
- 2 当面、年間休日を 108 日にされたい。
- 3 自動車乗務員の一日平均労働時間を短縮されたい。また、2024 年 4 月から適用される「改善基準告示」にある拘束時間・休息時間等を先行して対応されたい。
- 4 改正労働基準法に基づく時間外労働の自動車運転者に対する上限規制が 2024 年 4 月から適用されることを踏まえ、36 協定に基づく時間外労働時間数の年間の上限を 360 時間（特別な事情が生じた場合でも 540 時間）とされたい。また「複数月平均で 80 時間まで」の上限を設けられたい。
- 5 泊まり勤務等の負担軽減を図るため、実態に即した勤務種別の新設・拡充等、働きやすい勤務制度を整備されたい。また、組合員の多様な働き方を実現すべく、テレワーク、在宅勤務、フレックスタイム制度など勤務制度を拡充されたい。
- 6 新規採用時の年休付与日数を増やされたい。また、20 日に達するまでの年数を短縮するとともに、勤続年数に応じた年休付与日数を増やされたい。

- 7 次の各項目について、保存休暇の使用範囲とされたい。
- (1) 退職日の1ヶ月以内の必要な日
 - (2) 昇職・昇格試験の必要な日
 - (3) 家族の看護に必要な日
- 8 私傷病により保存休暇の適用を受ける場合の必要書類に「医療機関の領収書」等を追加されたい。
- 9 有給休暇に次の項目を加えられたい。
- (1) 厚生労働省や医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に参加する場合
 - (3) 勤続20年に達した組合員のリフレッシュのための日
 - (4) 看護休暇及び介護休暇
 - (5) 不妊治療を受ける場合及び配偶者の不妊治療に付き添う場合
 - (6) 更年期障害や妊娠悪阻等により不調となり、体調管理に必要な日
- 10 生理休暇を「Fケア休暇」などと改称されたい。
- 11 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に感染し、出勤することが困難な場合の休暇制度を新設されたい。
- 12 忌引きによる場合の休暇日数を次のとおり改善されたい。
- (1) 姻族一親等直系尊属（父母）の葬祭執行の際に喪主となる場合は7日
 - (2) 血族二親等直系尊属（祖父母）の葬祭執行の際に父母が喪主を務めることが困難であり、代わりに喪主となる場合は7日
- 13 永年勤続者に対する表彰制度を明確化されたい。
- 14 深夜帯の実乗務時間を3時間以上含む場合はすべて2人乗務とされたい。なお、1人乗務とする場合は負担軽減のため、休憩時間を1時間半以上確保されたい。

〔賃金関係〕

- 15 初任給を改善するとともに、55才以降に基本給が減額しない制度に見直されたい。
- 16 家族手当に定める3人目以降の子の支払額を増額されたい。
- 17 自動車等で通勤する場合の支払額を増額されたい。
- 18 住宅手当を増額されたい。
- 19 異動に伴う転居の際に必要な諸経費（解約時期によって発生する家賃、インターネット等の短期解約違約金など）を負担されたい。
- 20 デスク手当における運転係（指導運転士等）の支払額を拡大されたい。
- 21 長時間行路手当を30分単位で設定するとともに支払額を増額されたい。
- 22 別居手当の月額を増額されたい。
- 23 宿泊手当を新設されたい。
- 24 超過勤務手当、及び夜勤手当を増額されたい。
- (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) D単価 100分の150
- 25 退職手当を増額されたい。特に長期勤続者（契約社員の期間を含む）に対しては、一定額を保障されたい。
- 26 出向特別手当の増額とともに、支給要件に該当しない組合員に対する手当を新設されたい。

〔安全及び衛生関係〕

- 27 定期健康診断受診は、勤務時間とされたい。
- 28 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の治療費を会社負担とされたい。
- 29 紫外線を透過させない効果のある眼鏡の使用を認められたい。

〔福利・厚生関係〕

- 30 健康診断におけるオプション検診等に対する補助金給付対象年齢を引き下げられたい。
- 31 インフルエンザワクチン接種に係る補助を増額されたい。また、新型コロナウイルス等のワクチン接種に係る費用負担が生じる場合の軽減措置を講じられたい。
- 32 社員割引の回数制限を拡大されたい。

〔諸制度関係〕

- 33 昇職・昇格試験の二次試験については勤務とされたい。
- 34 年金満額支給開始年齢まで、組合員（社員）として勤務できる制度を併設されたい。

【準組合員関係】

- 1 生理休暇等の有給適用及びその日数、また各種制度や手当等の支払額において組合員（社員）と差があるものについては同一とされたい。
- 2 準組合員（定年退職再雇用契約社員）の自動車乗務員に対する勤務は、1日平均労働時間を短縮した行路の新設や他系統職種の展開など、選択肢の拡大を図られたい。
- 3 準組合員に対して、私傷病休暇及び病気休職制度を新設・拡充するとともに、私傷病による欠勤または病気休職により、出勤率が8割未満になった場合でも組合員と同様に10日の年休を付与されたい。

以 上

J R 四国労組申第 5 号

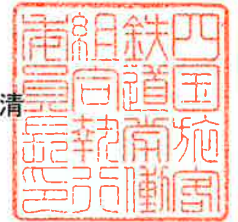
2 0 2 3 年 8 月 2 4 日

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役社長 高須賀 浩 殿

四国旅客鉄道労働組合

執行委員長 大谷 清



2 0 2 3 年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて

2 0 2 3 年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げについて、下記のとおり申し入れます。

記

1 賃金引き上げについて

(1) 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり 3 % の原資をもって引き上げられたい。

(2) 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり 5 0 円引き上げられたい。

2 実施日

2 0 2 3 年 1 0 月 1 日

以 上